

第 1 4 回

八田村、白根町、芦安村
若草町、櫛形町、甲西町
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 4 年 9 月 1 2 日

第14回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会

平成14年9月12日
午前10時00分 開議
白根桃源文化会館

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ(齋藤公夫会長)

日程第3 議事

(1) 報告事項

報告第1号 合併協議会委員の変更について

報告第2号 各小委員会の審議状況について

(2) 協議事項

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について

協議第2号 新市の名称について

協議第3号 新市建設計画について

協議第4号 合併協定書について

(3) その他

日程第4 その他

日程第5 閉会

開会 午前10時00分

事務局（大芝政則君）

おはようございます。

ただいまより第14回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会を開会いたします。

開会にあたり、当合併協議会会長 齋藤公夫八田村長があいさつを申し上げます。

会長（齋藤公夫君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、第14回 峡西地域6町村合併協議会を開催いたしましたところ、委員各位には公私何かとご多忙の中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年は夏が暑く、残暑も厳しい日が続いたわけでありましたが、ここ数日すっかり秋の気配をおぼえる季節となりました。

委員各位には、平素、峡西6町村合併協議及び推進に多大なご支援、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

おかげさまで委員各位のご協力をいただき、各小委員会ごとの合併協議も順調に進むことができ、衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

特に、住民が関心を寄せておりました新市名称の選定にあたりましても、新市名称選定等小委員会におきまして十分協議を重ねていただき、3候補に絞り込む選定をしていただき、本日、委員各位のご判断で最終決定していただくことになっております。

また、新市建設計画策定につきましても、新市建設計画策定小委員会におきまして、4回にわたり慎重に協議を重ねていただき、委員をはじめ各町村の主要課題等に関わる意見を加え、原案を練り上げ、本日、提案させていただきます。

なお、暫定本庁舎を当分の間、櫛形町役場とお決めいただき、以来、合併準備室におきまして、主要計画及び庁舎改修計画を立て、峡西広域行政事務組合議会において予算議決をいただき、櫛形町執行事業として改修作業が進められております。

それに加え、明15年4月1日、新市に移行と同時に稼働させなければならないコンピューター事業に際しましても、現町村を新たなLANで結び、22業務を新たに立ち上げ、無事、確実に安全に稼働させるため、契約業者と担当職員との間で業務を進めております。特にコンピューター業務は、住民サービスの最重要業務でありますので、万全を期して取り組んでおりますことをご報告申し上げます。

それでは本日、上程しております議案につきまして、ご説明申し上げます。

報告事項1 合併協議会の委員の変更についてであります。これは農業委員会委員の選挙に伴う委員の変更と若草町の相沢誠治委員のご逝去に伴います委員の変更をするものであります。

報告事項2 委員会の審議状況についてであります。これは各小委員会での協議結果を報告するものであります。

次に、協議事項1 合併に関する協議項目の決定についてであります。これは総務・企画小委員会で協議を詰めていただきました委員の在任特例に関する任期の決定と地域審議会を設置するための協議等をお願いするものであります。

協議事項2 新市の名称についてであります。これは去る8月30日、新市名称選定等小委員会での協議の結果、3案を絞り込み選定いたしました。それは南アルプス市、こま野市、峡西市の

3案であります。本日は、この3案から1つ最終選考していただくものであります。

協議事項3 新市建設計画についてであります。これにつきましても新市建設計画策定小委員会におきまして4回にわたり協議を重ね、新市建設計画を取りまとめることができました。この新市建設計画策定にあたりましては、先に住民にお示しいたしました新市将来構想を基本に、各町村の長期総合計画並びに主要課題を加え、つくり上げたものであります。したがって新市移行後、行政を推進する上で、将来構想実現に向けての基本方針を建設計画として示しておくものであり、施行にあたりましては現町村が抱えております諸問題を取りまとめ、実施計画を定め、実施することとしております。

次に、協議4 合併協定書についてであります。これは合併協議がすべて終了した段階で協議結果など約束事を合併協定書として書面で残し、6町村長が署名、それに立会人として知事、協議会委員を代表し、6町村議会議長に署名をお願いするものであります。

以上、本日も協議していただく協議事項と概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、事務局担当職員より説明をいたします。

なにとぞ十分ご審議していただき、賢明なご判断のもと、ご議決賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務局（大芝政則君）

続きまして、3番の議事に移りたいと思います。

協議会の規約により、協議会会長の議長のもと議事を進めていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

議長（齋藤公夫君）

それでは、本日の会議につきまして、委員をお願いしておる66名中65名の方々にご出席をいただいております。合併協議会規約第10条第1項の規定によります2分の1を超えておりますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

合併協議会規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布を申し上げました会議次第にしたがいまして進めさせていただきます。

議長（齋藤公夫君）

報告第1号 合併協議会委員の変更について

事務局から報告いたします。

それでは、事務局でお願いいたします。

事務局（大芝政則君）

では、合併協議会の委員の変更についてということで、朗読をもって説明させていただきます。

1ページをお開き願いたいと思います。

今回、合併協議会委員の変更についてということで申し上げます。

町村名、委員区分、選出区分、新委員氏名、変更年月日と申し上げます。

若草町で4号委員、商工業、長谷川清一委員、平成14年7月20日でございます。これは先ほど、あいさつの中で申し上げたとおり相沢委員のご逝去に伴うものでございます。

続きまして、甲西町で4号委員、農業、塩沢忠三委員、平成14年7月20日でございます。こ

れも先ほど申し上げましたとおり、農業委員の選出区分の変更によるものです。

続きまして、委員区分の変更に伴う住民小委員会の役員の変更ということで、所属委員の変更により生じております。

役職、新委員、変更年月日と申し上げます。

委員長、青柳和江（櫛形町）平成14年7月18日。

続きまして副委員長、堀廣男（八田村）平成14年7月18日です。

以上、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

報告第2号 各小委員会の審議状況について

ご報告願います。

はじめに総務・企画・議会小委員会の報告をお願いいたします。

総務・企画・議会小委員会委員長（清水賢吾君）

それでは、総務・企画・議会小委員会の審議状況の報告をいたします。

当小委員会では、合併協定項目を取りまとめるにあたり審議を進めてまいりました。

その審議内容について、ご報告いたします。

特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種付属機関の委員の身分の取り扱いについて「新市の建設計画に明記する」という部分を「新市において必要に応じその都度協議し設置する。」に修正いたしました。

次に、財産・公の施設の取り扱いについてです。

付帯事項については、芦安村の申し出により削除いたしました。

町村内の町名、字名の取り扱いについてでございますが、付帯事項の「支所、消防団、組織等に前町村名を付する」を「（3）とすること」に修正いたしました。

次に、議会議員の定数及び任期の取り扱いについて「議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として在任する」に修正いたしました。

次に、当小委員会の審議項目に地域審議会の取り扱いに関する追加いたしました。その内容については、次のように意見集約いたしました。

市町村の合併に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置する。

以上が小委員会としての意見集約であります。

以上です。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

次に、建設小委員会の報告をお願いいたします。

建設小委員会委員長（清水喜代秀君）

おはようございます。

ご苦労さまでございます。

建設小委員会からの報告を行います。

平成14年7月19日に開催された第7回 建設小委員会において、合併に関する協議事項に一部修正を加えましたので、ご報告いたします。

建設関係の補助金の取り扱いについては、再度検討した結果、より正確にするとともに具体的に書いたほうがよいという意見がありましたので、次のとおり変更することといたしました。また、合併に関する協議結果から合併協定項目とするにあたって、文書の簡潔・明瞭化等も併せて行ったところでございます。

補助金（建設関係）の取り扱いに関すること

補助金の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 花壇、生け垣推進に関する補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。
- 2 水洗便所設置費補助制度については、全市を対象とし若草町の例による。
- 3 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、白根町及び櫛形町の例に合わせるが、この制度に若草町で実施している宅内排水設備等の改造工事資金の利子補給も加える。
- 4 排水施設設置補助金制度については、全市を対象とし白根町及び櫛形町の例による。
- 5 生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。
- 6 その他については、現状のまま新市に移行し必要に応じて調整する。

以上で建設小委員会の報告を終わります。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

次に、新市名称策定等小委員会の報告をお願いいたします。

事務局（栢原伸幸君）

新市名称選定等小委員会の委員長が会長となっておりますので、事務局が委員長に代わり、当小委員会の審議内容の報告をいたします。

平成14年5月9日に行われた第12回合併協議会において、当小委員会の設置が承認されており、審議をされてきた内容について報告いたします。

新市名称の取り扱いについて

名称の取り扱いについては、第12回の協議会で承認された選定要綱により、小委員会で複数選定し、その後、候補名の中から協議会において名称を決定することとなっておりますので、要綱に従い選定をしております。

名称については、6月1日から30日まで1カ月間に4,656件の応募があった中から、選定基準をもとに南アルプス市、こま野市、峡西市の3点を新市名称候補として絞り込み、併せて合併協議会においての決定方法は投票方式を採用することに決定いたしました。

なお、賞品の対象者は、小委員会で絞り込んだ3点の中で佳作2点5名ずつ、協議会特別賞30名とし、その抽選を町村長が行うこととして意見集約しております。

小委員会での経過、選定理由については、既に配布いたしております第4回協議概要等を参照してください。

次に、事務所の位置の取り扱いについてですが、(2)の「新市成立後」という部分を削除いたしました。これは既に当小委員会で新庁舎について検討を開始しているためのものです。

次に、新庁舎の検討についてですが、これについては引き続き継続審議することとしています。

以上が小委員会としての審議内容です。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

議長（齋藤公夫君）

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（清水栄男君）

合併に関する協議項目の決定について

資料の3ページをご覧くださいと思います。

朗読いたしまして、説明に代えさせていただきます。

まず、はじめに、お手元の資料の協議1号に2点追加項目がございます。後ほど朗読させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

第1番目としまして

議会議員の定数及び任期の取り扱いについて

議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

地域審議会の取り扱いについて

地域審議会の取り扱いについては、次のとおりとする。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の区域ごとに地域審議会を設置する。

設置については、次の地域審議会の設置に関する協議のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

（趣旨）

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置期間）

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 地域審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

（1）新市建設計画の変更に関する事項

（2）新市建設計画の執行状況に関する事項

（3）新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項

（4）その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

4ページをお開きください。

（組織）

第4条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
 - (2) 公共的団体等を代表する者
 - (3) 学識経験者
- (任期及び失職)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域審議会に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、各区域の支所において処理するものとし、必要に応じ本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り定める。

附則

この協議は、平成15年4月1日から施行する。

5ページをご覧いただきたいと思います。

町村内の町名・字名の取り扱い

町名・字名の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 芦安村については、大字の設定区域は現行のとおりとし、大字名の前に「芦安」を付する。
- (2) 八田村、白根町、若草町、櫛形町及び甲西町については、大字は現行のとおりとし、現町村名は付さない。
- (3) 支所、消防組織等に現町村名を付する。

補助金(建設関係)の取り扱い

補助金の取り扱いについては、次のとおりとする。

内容につきましては、先ほど建設小委員会の委員長が報告したとおりでございます。

新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地(現在の櫛形町役場)に置く。

(2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

続きまして追加項目でございますけれども、

財産(公の施設)の取り扱いについて

財産(公の施設)の取り扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

特別職(各種行政委員会の委員を含む。)及び各種付属機関の委員等の身分の取り扱いについて
特別職(各種行政委員会の委員を含む。)及び各種付属機関の委員等の身分の取り扱いについては、法令に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じその都度協議して設置する。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(齋藤公夫君)

説明が終わりました。

委員の皆様からの質問はありませんか。

(なし)

ありませんので、以上で質疑を打ち切らせていただきます。

協議第1号 合併に関する協議項目の決定について、これを原案どおり決定することにご異議がありませんでしたら、拍手をもってご承認願います。

(拍手)

ありがとうございました。

本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長(齋藤公夫君)

協議第2号 新市の名称について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局(上野健君)

それでは、協議第2号についてご説明申し上げます。

先ほどお話にございましたように、本日、新市の名称について、投票にて皆様方に決定していただきます。

ただいまから投票用紙を皆様方のお手元にお配りしますので、その中から3つ候補名がございますけれども、もっともふさわしいと思われる名称に1つだけ を記載して投函していただきたいと思っております。

なお、投函が終わりますと若干休憩をいただきまして、その間に開票・集計を行います。その後 に発表したいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長(齋藤公夫君)

ただいま説明が終わりました。

なお、本日の投票につきましては、本日、出席者の投票をもって決するという事で進めてまい

りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

なお、投票用紙を配布いたしますが、投票につきましては、こちらのほうに投票箱を準備いたしますので、順次こちらで示した投票箱で記載をしていただいて投票するというところでよろしいでしょうか。

自席において書いて、事務局が投票箱を持ち回るという方法もあるわけですが、こちらで順次書いていただいたほうが、むしろ他を気にせず書けるのではないかというふうに思いますので、こちらのほうで投票箱も準備いたしますので、順次記載して投函していただくという方法をとりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そのほか、この投票に関しまして何かご意見がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

(なし)

では、そんな方法の投票で決したいと思います。

これより事務局が投票用紙を配布いたしますので、しばらくの間、お待ち願いたします。

事務局(上野健君)

それでは、ただいまから投票用紙をお手元にお配りいたします。

それを持って前のほうの席で記載の上、投票箱に投函を順次よろしくお願いたします。

議長(齋藤公夫君)

では、投票用紙を配布する間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時51分

議長(齋藤公夫君)

再開いたします。

投票用紙はすべてお手元に届いたでしょうか。届け漏れはありませんか。

(なし)

それでは、投票用紙がすべてお手元に届いたようであります。

なお、投票につきましては、3市名が記載されておりますので、1つだけをつけて投函していただきたいと思います。

複数つけたものにつきましては、無効とさせていただきます。

したがって、間違いのないように記載して投函をしていただきたいというふうに思います。

それでは、混雑する恐れがありますので、両サイドから1人ずつ出て、順次投函願います。

事務局におきまして開票いたしますので、しばらくの間、暫時休憩させていただきます。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時25分

議長(齋藤公夫君)

それでは全員おそろいようですので、再開いたします。

ただいま新市名称の投票の結果を発表させていただきます。

投票総数65票、うち南アルプス市39票、こま野市26票、峡西市0票。

以上の結果、南アルプス市と決定させていただきます。

ありがとうございました。

(拍 手)

議長(齋藤公夫君)

協議第3号 新市建設計画について

事務局より説明をお願いいたします。

事務局(塚原浩二君)

それでは、7ページをご覧ください。

協議第3号 新市建設計画について

新市建設計画は別添のとおりとするということで、このことにつきましてご説明させていただきます。

お手元の新市建設計画(案)それから左上に資料と印刷してございますA4判の1枚紙の資料、新市建設計画策定小委員会の開催状況をご覧いただきたいと思っております。

先ほど会長のあいさつにもございましたように、新市建設計画につきましては、新市建設計画策定小委員会におきまして原案をまとめたところでございます。

新市建設計画策定小委員会は、資料のとおり6町村長、6町村議会議長及びアドバイザーといたしまして県の幹部職員の参画をいただきまして、小委員会での協議また県との協議を進める中で、原案を決定したものでございます。

本来なら、委員長が原案の説明をするところでございますが、協議会会長が新市建設計画策定小委員会の委員長でございますので、代わって事務局で説明させていただきます。

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律すなわち合併特例法第5条により策定が定められている法定計画でございます。

この策定にあたりましては、先に合併協議会で策定されております新市将来構想を基本に策定されております。

それでは、原案の中身を説明させていただきます。

新市建設計画(案)の表紙をめくっていただきまして目次でございます。

はじめに、本計画の構成について説明させていただきます。

第1章 はじめにということで、合併の必要性、計画策定方針ということで、この計画の定義付けを行っております。

第2章の新市の概況といたしまして、位置、地勢、面積、人口、世帯について整理してございます。

第3章では、主要指標の見通しといたしまして、人口、世帯、就業人口といったものについて分析・整理してございます。

第4章では、新市建設の基本方針といたしまして、新市建設の基本理念と将来像、都市づくりの基本方針、新市建設プロジェクトをまとめてございます。

第5章では、新市の施策といたしまして、施策体系、施策の方向ということで5本の柱に分けて施策の基本的な考え方、施策の方向付けを整理してございます。

第6章 新市における山梨県事業の推進では、山梨県の役割、新市における山梨県事業について整理してございます。

第7章では、公共的施設の統合整備について記載してございます。

第8章では、財政計画について、それぞれ歳入、歳出について整理してございます。

以上が全体の流れでございます。

それでは目次をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1章 はじめにということで、1ページから2ページにかけ、合併の必要性を5つに整理してございます。

- 1 住民の日常生活圏の拡大
- 2 少子高齢社会への対応
- 3 地方分権の推進
- 4 広域的な地域整備
- 5 市町村の行財政基盤の強化

でございます。

めくっていただきまして2ページには、計画策定方針をそれぞれ整理してございます。

1つ目が計画の趣旨といたしまして、本計画は八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の合併後の新市を建設していくための基本方針を明らかにするとともに、合併後の新市の総合計画の基本となるものです。

このため、6町村の速やかな一体化を促進するとともに、6町村の協力・連携のもと、魅力ある地域づくりや住民福祉の向上、行政サービスの高度化等を目指すものです。

続いて計画の構成それから3つ目に計画の期間について記載してございます。

本計画の計画期間は、合併初年度の2003年(平成15年)度から2012年(平成24年)度までの10年間とします。

続きまして、3ページから4ページにかけ第2章 新市の概況についてでございます。

- 1 位置・地勢
- 2 面積
- 3 人口・世帯

それから5ページに第3章 主要指標の見通しについて記載がございまして。

1人口でございますが、本市の人口は、自然増に加え、他地域からの人口流入など社会増が見込まれることから、2012年には、2000年より約5,800人増の約7万5,900人と推計されます。

続いて、2世帯、3就業人口につきまして分析・整理してございます。

それでは、6ページをお開きください。

ここから第4章の新市建設の基本方針でございますけれども、1といたしまして新市建設の基本理念と将来像ということで、まず、基本理念でございますが、この計画を策定するにあたりまして一番留意された点、合併し、新市となっても一極集中にならないよう多極分散あるいは多極並存と言われておりますが、6町村の歴史や特性、個性をそのまま生かして新市をつくらうといったところでございます。6ページの真ん中より下に四角の枠で囲ったところをご覧くださいと思います。

3つの基本理念といたしまして、

- 1つ目が、6色の輝き・未来に継ぐ夢と希望の都市づくり
- 2つ目が、人と自然が織りなす調和のとれた都市づくり
- 3つ目が、生活者の視点に立った住みよい都市づくり

ということでございます。

右の7ページをご覧ください。

3つの基本理念を踏まえ、新市の将来像、キャッチフレーズといたしまして「6色の夢きらめく躍動の新文化都市」を掲げてございます。

続いて2の都市づくりの基本方針につきましては、大きく5つに分けて記載してございます。

情報と連携の都市づくり

にぎわいと活力あふれる都市づくり

うるおいと利便性のある都市づくり

快適で心のかよいあう都市づくり

個性と文化を育む都市づくり

と大きく5つに分けて整理してございます。

8ページの下から新市建設プロジェクトでございます。

これにつきましては新市将来構想でお示してございますが、夢と希望にあふれ、新しい時代にふさわしい都市づくりに向けて、市民、企業、行政相互の協力連携のもと、一体となった取り組みを通じ、新市建設のための各種プロジェクトの展開を図ります。

ということで、1つ目のプロジェクトでございますが拠点プロジェクトでございます。

6町村が取り組んできた施策や事業、それぞれの総合計画を発展的に継承する中で、各地区の個性や特色を生かした、次のプロジェクトの展開を図ります。

ということで、9ページから6つにまとめてございます。

はじめに、暮らしと交流の情報発信拠点～八田

10ページには、活力あふれるいきいき生活拠点～白根

11ページには、南アルプスの観光拠点～芦安

12ページには、やすらぎのガーデンタウン～若草

13ページには、多彩な創造性を育む学習文化拠点～櫛形

14ページには、世界に開く広域交流拠点～甲西

16ページには、カラー印刷してございますが、新市のゾーン別に拠点プロジェクトをイメージ化したものを図示してございます。

17ページからは、2つ目の新市発展プロジェクトでございます。

6町村の合併により、7万人を超える人口の大きな市になることから、合併前の単町村では実施できなかったような大規模事業や一体的な都市づくり、新市のさらなる発展に向けた各種プロジェクトの展開を図ります。

これらの取り組みは、本計画の期間（10年間）には実現が困難なもの、国や県、周辺市町村、民間事業者の協力や支援等が不可欠なものも含まれていますが、関係機関等の理解を得る中で連携を図るとともに、行政だけでなく、市民や地元企業など、本市全体が一丸となって取り組むことにより実現を目指します。

ということで、はじめに

軌道系新交通システムの整備導入

南アルプス山岳道路等の整備促進

地域に開かれた大学の誘致

峡西ブランド（仮称）と峡西ネット（仮称）の確立

新たな防災拠点の整備

中山間地域活性化対策の推進

以上、新市将来構想で示したものと同様の新市建設プロジェクトでございます。

次に、めくっていただきまして20ページをご覧ください。

ここから第5章 新市の施策でございます。

はじめに、1 施策体系でございます。

情報と連携の都市づくりというのが大きな柱、大柱と呼んでおります。また、四角の枠で囲んであります1 (1) 行財政改革の推進、これを中柱と呼んでおります。その下に 行政体制の充実を小柱と呼んでおりますが、このような施策体系の柱は、大柱5つ、中柱25、小柱62をもって、この施策を体系化してございます。

この20ページの情報と連携の都市づくりは、主に行政体制などを整理し、右の21ページのにぎわいと活力あふれる都市づくりは、産業の振興などをまとめ、めくっていただきまして22ページには、うるおいと利便性のある都市づくりということで、基盤整備などをまとめてございます。また、23ページの快適で心のかよいう都市づくりについては福祉・保健などをまとめ、めくっていただきまして24ページでございますが、個性と文化を育む都市づくりにつきましても、教育などをまとめてございます。

25ページからは施策の方向といたしまして、先ほどの施策を体系化したものに沿いまして、それぞれの具体的な考え方、基本的な方向付け及び主な施策・事業といったものを記述してございます。

この25ページに情報と連携の都市づくりは、(1)といたしまして行財政改革の推進、の行政体制の充実ということで、地方分権の推進に伴い、市民への身近なサービスの提供を、基礎的自治体として自らの判断と責任において決定する行政能力の高い体制の整備を図ります。

行政事務の高度化や専門化に対応するため、組織体制の強化充実とともに専門スタッフの確保、配置などにより市民ニーズに対応した質の高いサービスの提供を図ります。

合併による事務事業の一元化やコストの削減、国・県の補助制度等の有効活用などにより、事務事業の効率的・効果的な執行を図るとともに、行財政基盤の強化充実を図ります。

急激に変化する社会経済情勢に的確かつ迅速に対応した行政サービスを提供するため、職員研修制度の充実や民間企業等のノウハウの活用などにより、政策形成能力や事務遂行能力の向上を図ります。

といたしましてIT化の推進と活用

高度情報通信ネットワーク社会に対応し、IT化の推進などにより、新たな行政課題への対応や業務の効率化、行政遂行能力の向上を図ります。

市庁舎と公共施設、各家庭などの相互情報ネットワーク化を図り、市民が福祉・保健・医療、教育、ボランティアなどの身近な情報を容易に入手できるシステムの確立を図ります。

地域コミュニティ、地域文化等の活性化を図るため、市内のCATV網の活用により、多様で質の高い地域情報の提供を図ります。

総合行政ネットワークを活用し、国や県との連携を深めるとともに、住民がいつでもどこからでも行政情報が入手でき、行政手続きが行える「電子市庁」構築を推進します。

行政サービス提供体制の充実

新しい時代にマッチした市庁舎を整備するとともに、合併後も、現在の役場庁舎を市役所の支所として活用するなど、市民へのサービス提供体制の充実を図ります。

専門スタッフの確保や窓口業務の改善、取り扱い時間の延長など窓口業務の改善、各支所におけるワンストップサービス(各種行政サービスが支所1箇所で行えるシステム)の推進などを図ります。

情報通信ネットワークシステムなど先端技術の活用により、様々な場所からオンラインで申請・証明などが行えるシステムやカード制の導入などにより、申請手続等の簡素化・利便性を図ります。ということで、この四角い枠で囲った中に主な施策・事業を例示してございます。

総合計画の策定

政策評価制度の導入

時代に対応した職員研修制度の確立・整備

総合行政ネットワークシステムの構築

電子市庁推進委員会（仮称）の設置

地域イントラネットの基盤整備事業

新庁舎・支所の整備

等でございます。

続いて、地域ネットワークの充実につきましては、地域コミュニティ活動の促進それから市民の自主的活動の促進。

27ページには（3）といたしまして市民参加システムの構築の中には、の情報公開の推進、の広聴広報機能の充実、の市政への直接参加システムの確立を記載してございます。

めくっていただきまして（4）には、国際交流・地域間交流の推進ということで、1つ目には交流機会の充実それから交流活動の推進。

それから右の29ページには（5）男女共同参画社会づくりの推進ということで、女性の社会活動参画への支援また男女共同参画システムの充実。

続きまして（6）安全な環境づくりの推進ということで、1つ目が防災体制の強化充実、めくっていただきまして2つ目が地域防犯対策の拡充、それから3つ目には交通安全対策の強化、そして4つ目には市民生活相談体制の整備でございます。

右の31ページに2つ目の大柱、にぎわいと活力あふれる都市づくりということで、（1）商工業の振興。

これにつきましてはの商店街の活性化、新市の商工業振興計画を策定する中で、街路空間のバリアフリー化、店舗空間の整備などにより、高齢者やベビーカー利用者などでも快適で安心して買い物ができる環境を整えるとともに、空き店舗対策を進め、商店街の魅力向上を図ります。

大型店舗や専門店の立地を計画的に促進し、多様なニーズに対応できる新たな商業集積の形成を図ります。

既存の商店街の活性化を図り、地域の特性と実情に見合った新たなショッピングモールの形成を促進します。

商業経営支援の充実

店舗の共同化、特色ある店舗づくり、商工団体への支援、経営者研修の開催などを通じて、商店の経営力の強化を支援します。

関係団体との協力連携をより一層強化し、民間と行政が一体となった総合的な商業振興策を展開します。

競争力のある工業の振興

新市の商工業振興計画を策定する中で、既存の企業の経営基盤の安定化や強化を支援するとともに、競争力のある優良企業や先端技術産業の誘致を図ります。

雇用機会の拡大、地元企業への発注や技術移転などによる地域の实情に合った企業立地を進め、地域と企業が一体となった工業の振興を図ります。

めくっていただきまして、それについて主な施策・事業を掲げてございます。

商工業振興計画の策定
商業経営強化促進事業
優良企業の誘致
商店街バリアフリー化の推進
商工団体への支援

等でございます。

それから(2)といたしまして、農林水産業の振興の中には生産基盤の整備充実、新たな農業の展開といった記載がございます。

33ページには、3つ目の中柱、地域資源を生かした観光の振興ということで、観光資源の高度活用、観光拠点の整備充実、また、観光振興のための新たな情報発進等の推進といった施策が盛り込まれてございます。

めくっていただきまして、34ページには労働環境の整備ということで、就労の促進、また、勤労者環境の整備充実といったことで、それぞれ主な施策・事業を記述してございます。

35ページには3つ目の大柱、うるおいと利便性のある都市づくりということで、はじめに(1)といたしまして道路網の整備ということで、広域幹線道路の整備促進。

広域的な地域連携の推進のため、中部横断自動車道(甲西バイパス)や新山梨環状道路など高規格道路の整備促進を図ります。

中部横断自動車道の整備による効果を最大限に生かすため、接続道路の整備やインターチェンジ周辺の整備などを図ります。

幹線道路の整備

国道52号や主要地方道などの幹線道路の整備促進とともに、歩道や交通安全標識、道路表示の整備を促進します。

これらの幹線道路と市内の生活道路との一体的整備など、生活者の視点に立った道路整備を図ります。

生活道路の整備

快適な市民生活の維持・向上のため、芦安地区へ通じる新たな道路整備など市内の地域間を結ぶ道路網の整備を地域の実情に踏まえて推進します。

生活道路と農道、林道の一体的整備を進め、投資効果や利便性の高い道路整備を図ります。

ということで、主な施策・事業につきましては

広域幹線道路の整備促進
幹線道路の整備促進
生活道路の整備推進
橋梁の整備推進
道路改良の整備推進
バリアフリー化の推進
火葬場整備関連道路の整備推進

等でございます。

2つ目に都市空間の整備ということで、河川・都市下水路の整備、それから公園の整備推進、街路・土地区画整理事業の整備推進、最後に、街並み景観の整備といった施策を盛り込んでございます。

37ページには上下水道の整備ということで、良質な水の安定供給、公共下水道等の整備。めくっていただきまして38ページには、市街地・住環境の整備ということで公営住宅の整備、優良宅地の形成、計画的な土地利用の推進。

それから、右側の39ページには5番目といたしまして公共交通の整備ということで、市内循環バスの運行、パーク・アンド・バスライド・システムの推進。

めくっていただきまして40ページからは4つ目の大柱、快適で心のかよいう都市づくりということで、1つ目に社会福祉の充実。

これにつきましては高齢者福祉の充実。

介護が必要な高齢者が尊厳を保ちつつ、「その人らしい」生活を送れるよう、在宅福祉サービスや施設福祉サービスなどの充実を図ります。

自立して健康的に過ごす「健康寿命」をできる限り延ばすため、就労機会の拡充や交流の場の拡大など、いきがい活動を促進します。

2つ目の児童福祉の充実につきましては、育児相談の体制整備、保育施設の整備・充実、延長保育等の充実を図り、子育て家庭の支援を図ります。

地域の将来を担う子供達が、明るく健やかに育つ地域環境を確保するため、児童館やスポーツ環境などの整備を図ります。

3つ目には、障害者福祉の充実ということで、障害の早期発見、早期療育を実現するため、施設の整備改善や療育内容の充実を図ります。

障害者の自立と生活の自立を支援するため、市内都市基盤や公共施設等のバリアフリー化や利便性向上のための措置、スポーツ活動や生涯学習活動への参加機会の拡充などを推進するとともに、市政への直接参画を促進します。

障害者が安心して地域の中で生活できるよう、福祉施設等や福祉サービスの充実を図るとともに、障害者がこれらを有効に活用できる支援体制を整備します。

障害者が住み慣れた地域で自立し、自主的な社会参加ができるよう、各種教養講座やスポーツ大会等を開催するとともに、障害者に対する緊急連絡体制を含めた情報提供の充実を図ります。

4つ目には、安心して暮らせる福祉体制の整備

母子家庭や父子家庭における生活の安定化が図れるよう、福祉手当の支給や相談体制などの充実を図ります。

女性の社会進出や核家族化などに対応するため、子育ての社会的な支援を充実します。

国民健康保険給付の充実、国民健康保険制度の健全化、介護保険制度の充実を推進します。

生活困窮者の最低生活を保障するため、生活保護制度の適切な実施を推進します。

ということで、主な施策・事業でございますが、

介護予防・生活支援事業

高齢者就労促進事業

世代間交流推進事業

学童保育の充実

ファミリーサポートセンターの設置

子育て相談の拡充

福祉施設の整備改善

福祉バスの運行

ボランティア団体の育成・支援

バリアフリー化推進事業
障害者計画の策定
障害者ケアマネジメントの推進
障害者スポーツ大会の開催
「心の健康を考える集い」(仮称)の開催
在宅障害者デイサービス事業
保育所整備事業
保育所大規模修繕事業
保育所環境整備事業
児童館整備事業

等でございます。

続きまして、(2)健康づくりの推進ということで、1つ目の施策が保健・医療体制の充実、めくっていただきまして42ページには、自主的な健康づくりの支援。

それから3つ目の中柱、自然環境の保全と活用の中には、貴重な自然環境の保全、自然と共生する地域づくりといった小柱で構成されてございます。

4つ目には、快適生活環境の整備、循環型社会の確立、それから2つ目には生活環境の保全を記載してございます。

44ページには、(5)窓口サービスの拡充ということで窓口サービスの質的向上、それから時代に即応したサービス提供システムの整備ということでございます。

45ページからは、5つ目の大柱、個性と文化を育む都市づくりということで、(1)生涯学習ネットワークの整備充実。

生涯学習システムの拡充

各種講座の開催、学習情報の提供、生涯学習団体の育成、生涯学習人材バンク登録制度の導入などにより、市民誰もが知的好奇心を満たせるようなシステムの整備を図ります。

生涯学習施設や公民館など既存の公共施設の相互が連携し、多くの住民が気軽に生涯学習を行える環境を整備するとともに、学んだ知識や技術を活用できる仕組みづくりを進めます。

個々の学習グループの相互連携を図り、「互いに教え合い、学び合う」ネットワークシステムの確立を図ります。

生涯学習拠点の整備充実

生涯学習の拠点整備を進めるとともに、公民館や学校の余裕教室など既存施設の有効活用を図りながら、身近な場で生涯学習活動が行える環境を整備します。

文化や歴史、自然科学などの一般的な学習内容だけでなく、環境問題や男女共同参画、IT(情報技術)など社会の変化に伴う幅広いニーズに応えられる講座を開設するなど、学習講座の質的向上を図ります。

ということで、主な施策・事業につきましては、

生涯学習推進プランの策定
生涯学習ネットワークシステムの整備
生涯学習リーダー人材バンク事業
学習講座の拡充
各種出前講座の実施
市内図書館ネットワークシステムの整備

自主活動グループの育成・支援
生涯学習センター整備事業
プラネタリウム整備事業
等でございます。

めくっていただきまして46ページからは、(2)学校教育の充実ということで、学校施設設備の整備充実、時代に対応できる人づくりの展開。

右の47ページには、(3)青少年の健全育成ということで、新たな支援体制の強化充実、育成環境の整備。

続いて(4)文化づくりの推進につきましては、文化活動の推進、めくっていただきまして、伝統文化の保全と文化財の活用。

それから最後に、スポーツ・レクリエーションの振興ということで、生涯スポーツの推進、それからスポーツ・レクリエーション施設の整備充実、主な施策・事業をまとめてございます。

めくっていただきまして、50ページからは第6章 新市における山梨県事業の推進でございます。

1 山梨県の役割

新市のまちづくりにおいては、都市基盤の改善や強化を図るとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを進めることが重要になっています。

山梨県は、新市と連携しながら、これからの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。という方針を記述してございます。

2 新市における山梨県事業といたしまして、道路網の整備、河川の整備、公園の整備、下水道の整備、農林業の振興、その他公共施設の整備について、それぞれ方針を掲げてございます。

めくっていただきまして52ページには、第7章 公共的施設の統合整備でございます。

公共的整備の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮して逐次検討を行ってまいります。

ということなど基本方針を示してございます。

右の53ページからは第8章の財政計画でございます。

新市における財政計画は、平成15年度から平成24年度までの10箇年度について、歳入・歳出の各項目ごとに普通会計ベースで算定しています。

歳入につきましては、地方税、地方譲与税、交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料・手数料、国庫支出金・県支出金、繰入金、地方債、その他、それぞれ算定してございます。

めくっていただきまして54ページに、それぞれ算出した結果を記載してございます。

表側は地方税から始まりまして17の項目と歳入合計、表頭につきましては平成15年度から平成24年度までの10箇年度のそれぞれの額を記載してございます。

右の55ページが歳出でございます。

歳出につきましては、性質別の項目ごとに記載してございます。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費、積立金、繰出金、その他でございます。

めくっていただきまして56ページに、表側に人件費から12の項目と歳出合計、表頭は平成15年度から平成24年度までの10箇年度のそれぞれの額でございます。

以上、新市建設計画(案)につきまして、説明を終了させていただきます。

よろしくご協議のほどをお願いいたします。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

それでは説明が終わりました。

ここで委員の皆様から、何かご意見、ご質問がありましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員

まず第1点といたしまして、これだけの理想に満ちた建設計画を策定していただきまして、それをどんな組織で運営していくのか、まずその1点をお示し願いたいと思います。

それから、これはちょっと中身へ入っていきますが、この計画の中の37ページに上下水道、良質な水の安定供給、現在の水道で水の安定供給をしていくには、どんな形で安定供給を進めていくのか。

そのへんをまずお聞きしたいと思います。

議長（齋藤公夫君）

では、まず1点につきましては、事務局からちょっと説明をいたさせます。

事務局（上野健君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

まず1点目の組織でございますが、現在、合併準備室を中心に新市の体制について整備を検討しております。いずれにしても、昨年来からの議論でございますように、本庁に管理部門を中心に置きます。それから支所のほうに必要な行政サービス部門を置くといった中で、効率のよい執行態勢の中で密度の濃いサービスを提供してまいるといった考え方で現在進めています。

それから2点目の水の安定供給でございますが、合併したからといって1日でスイッチを切り替えるような形で物事が変わるわけではございません。現在のそれぞれの水道の関係の事業会計を基本的には継続する中で、効率性を図る中でさらにグレードアップを図っていく、これが基本でございます。こういった考え方のもとに、この建設計画を基に新市の総合計画あるいは事業計画を立てていくといった考え方であります。

以上でございます。

議長（齋藤公夫君）

どうぞ。

委員

その組織のほうについては、いつごろにそれが発表できるのか、進めていけるのか。来年の4月1日には新市として発足しているわけです。そのへんがどんなふうになっているのか、そのへんですね。

それからもう1つ、先ほどの水の問題でございます。

当然、合併したから即というわけにはいかないだろうと思います。いかないことは分かっておりますが、これについてはそういうものは全然触れていないわけですね。今から3年後には1つに入りますよとか、こういう形でもって水道を供給していくんだという、そういう具体的なものは何も入っていないわけですね。本当に大雑把ないい水を渡しますよ。どこで供給してやるのかということが一番問題だろうと思います。

議長（齋藤公夫君）

第1点の問題であります。先ほど説明がありましたように、一応、組織として本庁機能と支所機能ということで連携を取り合って行政を推進していくわけでありまして、当然もう4月1日に新市に移行していくわけでありまして、したがって、現在、櫛形町の役場庁舎を本庁機能として使えるように整備をさせていただいております。これらの整備が整いますと、4月1日には本所と支所との勤務ができる態勢を整えて、準備にもう事前に入っておりますので、したがって、4月1日には新しい態勢で仕事ができる準備をしておるところでありますので、その準備にしたいままに組織構成、人員配置等々すべて完了させて、4月1日には仕事ができるようなスタートを切る態勢を進めております。

また、上下水道の整備につきましては、現在、野呂川水道企業団と櫛形町、甲西町、若草町それぞれの水道事業をやっておるわけでありまして、将来的にはこれらを一本にしていく必要があるということを考えております。やはり生活に密着することの事業は、できるだけ早い時点で一本化するというのが基本であります。しかし、当面、スタート時点は現状でスタートし、順次それぞれの今まで甲西町、櫛形町等々におかれまして、上水道の事業を単独で行っておるわけでありまして、これらの事業を順次整備して、そして一本の水道事業として取り組んでいく必要があるわけでありまして、しかし、これを今、いつまで、どうという計画はまだ立てておりません。これは基本的な方針を、ここで建設計画として謳っております。

したがって、これらにつきましては合併して順次できるだけ早い期間に、それぞれの態勢を整えて、整備するものはやっぱり整備する。これらは合併特例債を活用しながら、やっぱり整備していくということが賢明な策ではないかなということを考えておりますので、そんな方向で進めていきたいというふうに思っております。

どうぞ。

委員

組織のほうは、そんな形で進んでいく、それは結構かなと思うんです。

上水道につきましては、組織の中のどこへ入るのかという問題もあろうかと思っております。それから、上水道については企業団と簡易水道との開きがあるわけですが、これで企業団のほうは、全然行政とは関係なく運営しているわけですが、この簡易水道のほうの、では、今、櫛形町また甲西町等で進めている事業等が、これが自分のところの簡易水道でまかなっていいのか、いけないのか、そのへんをまず櫛形の町長さん、それから甲西の町長さんにお伺いしたいと思います。

委員

私のところで山付き地帯で従来の野呂川上水道へ加入できないという7つの簡易水道組合を統合いたしまして、町営水道として目下整備中でありまして、

既に、ほぼ完了しているんですが、たまたま櫛形の山寺地区というのは、今、下水道事業をやっていますから、その下水道事業と一緒に仕事をやるのが効率的であり、お金もかからないということで、その整備を進めております。ですから、あと2年ぐらいで簡易水道事業というのは全部完了するわけでありまして、

ただ、ご承知のように簡易水道をやるということは、施設をしても、その施設に見合った利用者の確保が難しいと。ですから、当然、採算の問題等が出てくるわけでありまして、そのために国からも補助金も出ておると。また、町村からも一般会計から一般財源を提供すると。水道というのは、受益者負担が原則ではございますけれども、そのような非常に経費が余分にかかって、経費がかかる割に受益者の利用が少ないという場合にはですね、国もそういう形で助成措置をとっておるということで、当然、私のところの町については、統合整備の補助金をもらって整備をしております。

す。それについては財政計画をつくって、料金を設定して、その料金によって借入金等の償還はやっていくというような計画は立てておりますが、事業が完了するまでは一般財源の提供はやむを得ないと思っておりますが、事業が完了した以降は、その水道料金によって従来の起債の償還等は行って、独立採算でやっていけるという見通しは立てております。

以上です。

委員

それでは、甲西町の現状をお話させていただきたいと思いますが、甲西町は昭和30年に合併をいたしまして今年47年目になるということですが、改めて7年前に5簡水が統合して甲西町水道という形になりました。考えてみれば40年ぐらいの年月をかけてようやく合併できたという経過があります。

水というものは、きわめて大事なものであるだけに地域住民の皆さんも非常に敏感なところがあります。そういう形の中で現在は、平成17年にすべて完了をするという形で推移をいたしてまいっておりますが、現実問題として17年にすべて完了というわけにはいかないだろうなというのが現在の実情であります。

そして、内容等につきましては、先ほど櫛形の町長さんがお話なさったとおりでありまして、現在の状況とすれば、水道事業としてはきわめていい形の中で推移をいたしておるということですが、いわゆる水道料金の問題等につきましては、一步一步その数値は上がりつつあるということになっているのは現実であります。

そういう形の中で、やがては企業団を含めての統合という形の中で、将来、安心して水の提供ができるような配慮をどのようにしていくか。5簡水あったのをということで1つにまとめたということですが、甲西町の場合では、今まで大きく分けて2つの流れがありました。西の地域、東の地域という形を含めてでありましたが、それを現在はすべてつなぎ合わせて、問題が生じて、どこからでも給水できるような態勢に進んでいるということでありまして、これから先、当然のことながら災害等を考えてみますと、そういう場面も含めながら安全で良質な水が供給できるような対処の仕方ということが、将来的な中で大事な部分になるんだろうなというふうに考えておるのが現在の状況であります。

議長（齋藤公夫君）

どうぞ。

委員

ただいま各町長さんから、料金等の問題が出てまいりましたが、ちょっとその料金についてお問い合わせをしたいと思います。

今この6カ町村の中では野呂川水道が一番高い水を飲んでいるだろうと思うんですよ、町民がですね。それで櫛形にしても甲西にしても、一般財源を投入する。確かに甲西はほかの水道がないから全般的にはいいだろうと思うんですが、これから一般財源を投入する場合に、それでは野呂川水道それから若草のほうの企業団、それが一般財源の恩恵は蒙らないということになるかと思えます。そういうことについての先が、先は分からないけれども、そのうちに合併をして統合するんだでは、やっぱり住民も納得しないだろうと思います。それにはいく年後には、こういう形でもって進んでいくから統合ができればしょうとか、また、そういうことであつたら、野呂川の水道料金をもっと下げて、ほかの水道と同じようにしていいたらどうだろうということも考えられると思うのですが、そのへんについて会長さんでもいいし、ほかの町村長さんでも構いませんがお願いしたいと思います。

委員

ご議論の点は、今まで櫛形町の議会においても当然議論されてきました。

というのは、櫛形町というのは野呂川の上水道を使っている地域と簡易水道をやってきたと。しかし、簡易水道をやっているというのはですね、今までほとんど沢の水ですね、きれいな水があると。ほとんどただのような形で飲んできたんですね。だから、それが統合するときに、今まではただのような水を飲んできたのに、いっぺんに野呂川上水道と同じ料金を出すということであれば統合は反対だというようなことで、なかなかかみ合わなかったわけです。

しかし、いずれにしても今の施設が老朽化しているから、ここで合併をしてすべてを新しい施設にしていかないと、将来にはあなたたちが大変困りますよというようなことで説得しながら、若干、野呂川水道よりは10円ぐらい安いんですけども、料金を設定して納得をしてもらって合併したという経過がございます。

そして、その時にも条件として、将来は野呂川水道の料金まで引き上げることが出てきた場合は、それなりにやるということまでは認めると一項目を入れさせました。

したがって、今度、合併して野呂川水道企業団と、今のところは簡易水道ですが完成すれば上水道ということになりますから、上水道になった場合は、当然、企業団で一本化されるということになりますから、今それは白根の町長さんとも話をしながら、私のところの料金と企業団との料金は、そう大きな差がございませんから、そのへんの調整はできるというように考えています。

以上です。

議長（齋藤公夫君）

今、お話がありましたように、いずれにいたしましても、この水道は直接住民に一番関わりの深い問題ですから、できるだけ早く一本化に調整しようという考え方を話し合っております。

ただ、野呂川企業団は独立採算的、企業会計ですべて賄ってまいりまして、まさにこれは料金は若干、他の簡易水道に比べると高いわけですが、しかし、安定した水を供給されておることと、これは強いメリットがあるわけなんです。ただ、簡易水道等々は、まだ完全な整備がされていないために、若干、災害等々があった場合は、やっぱり供給に対する不安も残されております。

しかし、こういうところをできるだけ早く改修するものはして、野呂川企業会計と同じ企業会計ですべて統一して、供給できるような体制をとにかく早くつくるということが前提で話をしてまいりましたが、しかし合併前に、今ここで何年後に整備しろと言われても、これはまだはっきり何年ということとは言えません。

したがって、合併して新市長が誕生して、そして議会の在任特例任期がございますので、その間にしっかり協議をしていただき、整備するにはいつまでに整備するかというようなこともしっかり協議していただきながら、できるだけ早い期間に一本化しようということをしていただくことがいいのではないかとこのように思っております。

それから、野呂川企業団は若干水道料金が、今現在では一番高いということでありますが、小池企業長とも、そして石川参与と私と話をした結果、若干、野呂川水道も引き下げよう。そしてできるだけ他の水道料金と格差のないような形で、とりあえず引き下げる方向で検討しようということと、今、考えておるところでありますので、そのへんをぜひ、ひとつご理解願いたいと思っております。

どうぞ。

委員

今の会長さんの答弁ごもっともだろうと思います。

分からないことはないんですが、それであればやはりこの水道というものは、当然、企業団と簡易水道とは元が違うわけですから、そのへんをしっかりと各首長さんたちが頭の中へ入れていただいて、そして進んでいっていただかなければどうにもならないだろうと思います。

今それでは櫛形にしても甲西にして、幾年後にこの一般財源からの繰り入れはなくていいのか、そのへんをはっきり、先ほど櫛形はあと2年くらいでというようなことを言っていました、甲西にしても相当な負債を抱えているだろうと思います。当然、野呂川上水も負債を抱えています。しかし、この合併に対しての各町村については、当然、財産も多少格差はありましようが、みんな財産を持って寄るわけです。そして当然、各町村においても負債も持っているだろうし、多い少ないは別にしても持っているだろうと思います。今の水道については、そんなことを言うと怒られますが、野呂川だけだろうと思います、財産を持っているのは、その財産をとりあえず投げ打って、各町村と合併しましよう、水道もまた1つにしましようというような考えを持っているわけです。

まず、甲西また櫛形においても、だいたいこのくらいのときには、このような形で行けるんだ。また、来年度の15年度からはどのくらいの一般財源を投入しなければやっていけないのか、そのへんも分かりましたらお願いをしたいと思います。

委員

先ほど申し上げましたように、今、建設事業をやっていますから、建設事業が完了するまでの間は、従来、櫛形町とすれば建設事業の場合には地元負担の約6割を補助金という形で出して簡易水道の整備をやってきた経過があります。

したがって、その整備の間だけは地元負担の6割の補助金に代わって、今度は地方債を借りたりいろいろやりますけれども、ある程度の負担はしていかなければならないのではないかなと思っています。

料金の問題については、企業長の白根の町長さんとも話し合いの中で、先ほど会長が言ったように、だいたい櫛形の料金に野呂川のへほうも合わせるような形で料金が下げられるではないかというようなご意向もあるようでございますから、それらの点については調整は進んでいくのではないかなというように思っています。

ただ、こんなことを言っただけなんですけれども、原地帯のほうはなかなか水がなくて、今までほとんど井戸を掘ってやっておって、水道ができたとき本当に私もその区域に住んでおるわけですが、非常に大変喜んでやったという経過がございます。山付き地帯のほうはですね、裏にどんどんきれいな水が出てきて、その水を使ってただで飲んできたというような経過があって、その水に対する感覚が、俺たちは今までただの水を飲んできたんだと、それがなんで大変負担しなければならないんだというようなご意見等もございまして、なかなか調整が難しかったんですが、やっと理解を得て、そこまでこぎつけたということでございますので、ひとつご了承いただきたいなと思います。

以上です。

委員

それでは、甲西町の状況なんですが、先ほど財産がないのではないかというお話があったわけですが、わが町といたしましてもそれべき財産を持って、それべき施設を造って、それぞれの住民の皆さんに安定供給をいたしておるということでありまして、現在も地下水道を掘ってありましてそろそろ完成するという状況下にありまして、それにふさわしい財産と施設は有しているということ、まずご理解を賜りたいと思います。

その上で、補助金等をどのように使いながらということになるわけですが、これが一気に上水道へという形になりますと、継続して進めております事業が、いわゆる国の財政等もいた

きながら対処できると。言ってみれば健全財政を堅持しながらいけるというふうな形になるはずでありまして、そのことをご理解を賜りたい。

それから、さらに先ほど申し上げましたように、水道料金が現在上がりつつあるというふうなことでありまして、水道料金を上げていくということは、基金を取り崩しながら、いわゆる一般住民の皆さんのご負担も上げさせていただいて対処していくということでありまして、これから先のことを考えますと、あまり開きのないような形で、言ってみれば先ほど17年と申し上げましたが、17年はちょっと無理でありますから、2年延びるのかというふうな時間帯はお許しをいただかなければならないと思います。そういう中で、あまり無理のないような料金が、開きのないような料金を目指しながら、現在は努力中であるということであります。

先ほどに戻りますが、繰出金につきましても以前は大変多額な繰出金をいたしてまいりましたが、繰出金も下げて対処いたしておることが現在の状況であります。健全財政を堅持しながらということと考えますと、国の補助金もいただいてという事業、今しばらくご理解を賜って、そしてそのことがやっぱり地域6カ町村全体のためにも、きつとなることに事が進んでいくはずでありますから、ご理解を賜り、お願い申し上げたいと思います。

議長（齋藤公夫君）

いかがでしょうか、どうぞ。

委員

当然、国の補助金をいただいて、また、起債をしながら事業を進めていくのは、当然、野呂川も全く同じでございます。これは国の補助金をいただきながら、また、起債を受けながら事業を進め、それを水道を使っている住民が支払っていくわけですので、それはどこの会計にしても当然同じなわけです。

ちょっと、もしここで答弁があまり難しいというようなことであれば、また後でも結構でございますが、今、櫛形で14年度、15年度とということで、また、甲西は今から17年になるか19年になるか2年延びるかどうかわからない。それには当然、長期の計画を立ち、これだけの給水量があるから、これだけの金額でいくと、これだけの負債が出てくるというのは、当然それらの見積りをしながら計画を立ててやっているだろうと思います。そうやっていくだろうと思っておりますが、それについて両町村とも現在でだいたいどのくらいの一般財源からの繰り入れをしているのか、お願いをしたいと思っております。

委員

国庫補助金に見合う分として、今年度はどのくらいかな・・・ちょっと私も今はあれですけども、ただ現在は、水道でも積立金をやっているような状態なんですよ。というのは、長期の財政計画をつくって、そして事業が完了した後にですね、将来の起債の償還をどうやっていくかということに対しては、その積立金を積み立てておいて、それを逐次取り崩していきながらやるということで、既にその積立金が5千万円くらいあるのではないかとこのように思っています。

以上です。

委員

先ほどのお話ではありませんが、中途半端なお答えを申し上げるのは失礼になります。時間をお貸しいただきながら、明確なるお話をさせていただきたいとこのように思います。

委員

私の言わんとするところはですね、このような上水道の本当にアバウトなものしか出ていないん

ですよ、建設計画の中に。普通のほかの一般行政とこの水道とは違うと思うんですよ。企業団と簡易水道という水道との。そのへんをしっかりとわきまえていただいて建設計画の中に入れていただかなければ、私は小委員会のときにも、事務局のほうへは確かに言ってあると思います。水道は違うから、しっかりと事務局サイドで検討しながらしっかりとしてくださいよということは言ってあるんですよ。これだけの新市の建設計画を立てるのに、上水道ときたらこれだけしか出ていないんですよ、どうにも何にもこれにもなんてものは全然ないわけです。だから私は、今、聞いたわけです。

当然、各首長さんとも頭の中に入っているだろうと思いますが、しかし、私といたしましてはそのへんをしっかりとしておかないとどうにもならないだろうということで質問したわけです。

それでは、最後に1つ、甲西の町長さんに質問をするわけです。

当然、今、中巨摩広域、また、広域の中で話を聞きますと、火葬場建設というようなことが出ていようございます。来年の4月1日に合併するわけです。今ここで、なんで新しい火葬場を建設しなければやっていけないのか、どうなのか。新市になってから進んでいくというわけにはいかないのかどうか、そのへんをひとつ。

議長（齋藤公夫君）

ちょっと整理させていただきます。

今、水の問題が出ておりますので、水の問題を先に整理させていただきます。

先ほど来からいろいろお話も聞きまして、実質的にこの建設計画には、細かな計画は確かに出ておりません。この建設計画は、あくまで一応その基本方針を謳ってあるということでありまして。しかし、これから合併して進めていくためには、具体的にこの水道問題も、先ほど櫛形町そして甲西町のそれぞれの計画もありましたが、これらを速やかにできるだけ早い時点で整備していただいて一本化して、安定的な水を供給していくということが基本でありまして、そんな努力をさせていただきたいというふうに思うものであります。

なお、水道料金の野呂川の関係で、引き下げの問題を検討していただいておりますので、小池企業長にちょっとそのへんの経過をお話していただきたいと思いますので、しばらくちょっとお願いいたします。

委員

今、議長という立場で、大変、将来の飲料水の問題は大切な問題ということでご質問があったと思いますが、現在、水道料金の改定ということで審議会を、議会の皆さんまた企業長はじめ両参与の推選ということで審議委員をご委嘱申し上げまして、今、ご審議をいただいているというところでありまして、結論的に言いますと、まだ、審議委員の皆さんの意見がまとまっておりませんが、一応の提案といたしましては櫛形の町営水道並みに、とりあえずスタートで料金を統一していったらどうかと。これでやりますとだいたい人口的に若草、甲西の一部も含めて67%の人が同じ料金でスタートができるということになっております。

ただ、今、議長さんの質問は、私がちょっと今聞いておりまして問題点にしているのは、企業会計でありましてバランスシートでありますから、当然、施設等についても償却資産ということで、しっかり償却もしていると。現在、施設の総資産が33億円くらいありますし、負債は13億円くらいありますけれども基金も14億円くらいあると、大変内容は充実していると。これは両参与もおられるし、今までのそういった中で歴代の議員さんをはじめ関係者が、大変ご努力をいただいてここまで来たわけでありまして。

そして第4画で65億円というような投資をしていかなければならないということも、これも職員も努力して、今39億円縮めまして26億円台にいたしました。これでかつては22年ころまで

に3回値上げをするというのを、10年間は値上げしないでいいたろうということで企業団としては来たわけでありまして、合併に伴いまして企業団は、その水を飲んでいただいている皆さんの一人ひとりの料金でもって運営しているわけでありまして、当然、簡易水道とは違うわけでありまして、そういうことで今回の、せっかく今、料金設定をいたしていく時期でありますから、おそらく議長も望まれておるのは、はっきり申し上げまして簡易水道を引くには櫛形さんも甲西町さんも芦安さんもそうだと思いますが、それぞれ今までの負債もあるわけでありまして、それに伴うといたしますが、バランス的な合併特例債といったものがつき込んでいただければ、今回の料金設定にも、そういった要素を含めると、もしかするともう少しいけるのではないかと。

実は、若草町の料金まで下げますと大変でありまして、今、櫛形町さんの料金に合わせても、平成22年度でまだ700万円くらいの黒字というシミュレーションも出ているわけでありまして、若草に合わせてしまいますと、もう少し早くこれが赤字になってしまうということでありまして、あまりこういったことも全国的にも珍しいケースだと思っておりますが、これは議長がおっしゃるとおり慎重に私からも審議をいただいて、先ほどの会長の答弁でありますと、特例債を投入することを私も初めて耳にしたわけでありまして、そういった点も含めまして、今後、さっき築野先輩も言われたように慎重審議を重ねる中で、住民の皆さんに一番身近な問題でありますから、いろいろ苦情が出ないようなスタートができればと思っておりますので、また議長をはじめ議会の皆さんとも、しっかり議論をしながら、いい方向付けができればと。時間はありませんがやってみればいいのではないかとと思っております。

議長（齋藤公夫君）

よろしいでしょうか。

この水道の問題は、ひとつそんなことでご理解願いたいと思っております。

委員

はい、結構ですよ。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

それでは、火葬場の問題につきまして、ご答弁していただきます。

委員

それでは、火葬場のことにつきましてお話を申し上げたいと思っておりますが、合併の協議が始まる時点で、火葬場は合併の前に方向付けをするようにという申し付けがされておりました。したがって、それに従って対処していかなければならないという約束事でありました。それが第1点。

第2点は、南巨摩、西八代のごみ問題と、いわゆる中巨摩広域の問題がありました。

そして第3点は、それを踏まえて東の3町そして合併エリアの3町村、いわゆる6町村が三郡衛生組合の火葬場へ入れてほしいという話が長く続いておったわけでありまして、今年の1月10日に会長は昭和の佐野町長さん、そしてそれぞれの町村長さん連名で1月10日に三郡衛生組合の火葬場へ入れてほしいという申し付けがあったわけでありまして、具体的にそれを受けてその方向付けに対処しているのが現在の状況であります。

先日10日に6カ町村でご審議をいただいたようでありますが、そういった方向を含めながら、今後、調整をしてその形を繕っていかねばならないというのが現在の状況であります。ご案内のようにあいった施設につきましては、どこの地域にありましても、どうぞおいでくださいという形はなかなかないわけですが、とは申しましても現在ある施設ということであるものですから、ある意味では融通性のある形の中で推移ができるだろうという背景を含めて、現在7町の中で運営

をいたしておる方々も、おおむね了解をしていただきながら進んでいるというのが現在の状況であります。

冒頭へ戻るわけですが、合併をする前にこの問題を解決つけるように方向付けをして出発してほしいと、この大前提があるものですから、現在ご協議をいただいているというのが実情でありまして、そのへんも含めてご理解を賜りたいなと思っておりますし、問題解決につきましては全力を挙げて、それぞれのお力添えをいただきながら、事が起こらないように、円滑に進むように対処していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（齋藤公夫君）

よろしいでしょうか。

どうぞ。

委員

当然、火葬場につきましては、もう6～7年くらい前ですかね出たのが、三郡のほうのごみの焼却ができないということで中巨摩へ入れてくれというようなことで始まったのが、この火葬場の問題の発端だろうと思うんです。それでは向こうのほうも中巨摩のほうへ入れてやるから、こちらのほうも火葬場を三郡へどうだろうというようなことで話が進んでいったらと思うんですがね、当初はですね。今、甲西の町長さんが言いましたがね、合併前に筋を決めて、確かに合併前に筋を決めていけばいいと思うんですよ。筋を決めて実施していくのは、では15年から進めていけばいいわけです。当然、今年、今ここへ来まして実施をしたところで、1年でとても来年の4月までには完成するというわけにはいかないだろうと思います。そうすると普通の今までの町村であれば明許繰越をすればいいだろうと思いますが、今度はその明許繰越をしていくというわけにはいかないだろうと思います。そのへんについて、私もこのへんはよく内容が分かっていませんのでいろいろとは言えませんが、できましたら方向付けだけをして、合併した時点でもって一時組合を設立して改修していくというような方向へ進んでいってもらえれば一番ありがたいと思います。

委員

現在の状況を先ほど説明申し上げたわけでありましたが、合併の前にすべて方向付けをして、仕事まで含めて入っていくという事柄が何を意味するかということですね。そのへんをぜひご理解を賜らなければならないのかな。

私がちょっと触れましたが、どこの町村にありまして、例えばごみの問題とかあるいは火葬場の問題などは、なかなか難しい問題なんです。先ほどの問題点に戻りますが、今年の12月からごみ問題は受け入れをいたしますよという格好で進んでいるんですね。本来ならばそれ以降というふうなことだったんでしょう。しかし、そういった経過もあるので1月10日に受けた、その時点から具体的な取り組みをして、申し付けされております合併の前にすべての方向を付けて、かつまた、建築に関わるまでの方向付けをしながらということの中で要望に応えていくという形になっていくということでもあります。

それぞれの町村長さん方も、13町になるものですからね、施設も当然建て替えをしなければならないということなんです。現在、三郡衛生組合では4炉持っているんですが、4炉で現在の状況だとすれば7万人、13町村になりますと14万5千人ぐらいになります。そういうことになると炉を増やさなければならない。すべての事柄を方向付けを変えていかなければならないというふうなことの中で、ある意味では先行して計画というようなことも含めて研究をいたしてきた経過もありますが、それはやっぱりどんな苦勞があっても、地域住民の皆さんに問題点は問題点として、しかし人の最期の場面の中で、それべき施設として先を開いていくということを考えれば、

いってみれば迷惑施設だからどうしてほしい、こうしてほしいということではなくて、人の最期の場所をどのように飾っていくかということの中で理解をしていただいているというのが現在の状況でありましてね、これを改めてそのまま進めながら、なんとか目標に向かって対処するというところで現在は進んでいるということでもあります。

現状におきまして、いろいろな要望やら何やらありますが、それはお互いが譲り合いは譲ってもらったり、そしてすべき努力はしながらやっていくということではなければ、この事柄はなかなか思うにまかせない部分もあります。しかし、ご意見はご意見として理解をいたしますが、約束事といたしますか、合併の前という、合併協の中でもそういったお話がされたようであります。これに応えていくということも、ぜひ、ご理解を賜りたいものだと思えますし、また方向とすれば、そういう形で着実に現在は一步一步進ませていただけるスタートラインに立たしていただいたとこんなふうに思っておりますので、改めてご理解を賜りたいと思えます。

議長（齋藤公夫君）

よろしいでしょうか。

委員

時間もだいぶ経過しましたので、これ以上、話を聞いてもちょっと平行線だろうという感じがいたします。

当然そういうことになってきますと、各町村とも議会へかけて、それから議決をしてというような形になってこようかと思えます。それに対しては十分な議員の納得が得られるような説明はしていただかなければどうにもならないだろうということは思えます。

ですので、私のほうはこれで終わりいたします。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

どうぞ。

委員（

一言、先ほどの言い回しでは尽きない部分があるかなと思うわけではありますが、甲西町の中でも、当然、問題は問題としていろいろな論議がされております。そして要望等も出されております。さらにまた増穂町にありまして、増穂では東玄関をそういう迷惑施設といいますかね、そういう形の中でできれば持って行ってほしいというふうなことも言われておるわけではありますが、あの地域にありまして非常に厳しい状況下があるということだけは、ぜひ、ご理解を賜りたいと思えます。

過去におきまして三郡衛生組合の中にもありまして、いろいろな補償をやった経過があるわけですが、この火葬場というふうな事柄につきましては、私もしっかり申し上げて、人が一心に地域発展のために、あるいはまた、個々の努力を重ねながら、最期の場所として迷惑だよという形はあまりありがたくない言葉ではないのかということを含めてですがね、しかし一般住民にとりますと、やはり迷惑施設であるというふうな事柄は、これは拭い去れない現実であります。

そして、いろいろな要求等もありますが、それぞれの立場の中で中へ入っていただいたり努力しながら、いってみればなんとか理解を得て対処していくという状況下にあるということ、改めてご理解を賜りたいと思えます。

そういう形の中で、この計画の中にもありますように火葬場関係の道路整備だよというふうな事柄もあります。そういったこと、こういったことを含めながら、大変問題は多いけれども、人の終焉を飾る場所という形の中で、お互いがいい施設であるという形を含めて対応していくことが、き

わめて大事であるというふうに思っておりますので、清水委員さんにもその点はぜひご理解を賜りたいなと、重ねてご報告とご理解を賜る言葉といたしたいと思っております。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

今、お話のとおりでありまして、現在、八田、白根、芦安の東部3町合わせて実は協議をしておりまして、三郡のほうから出されている問題等々で、今だいが詰めの作業に入っております。したがって、それぞれの町村、できるだけ負担を軽くできるような方向で協議させていただいておりますので、ぜひ、ひとつそのへんをご理解していただきたいというふうに思っております。

今沢町長さんも三郡の管理者として、地元から今沢現町長が管理者の間に方向付けをしっかりと出せということが言われておるようでありますので、その約束事として進めておるということ、ぜひ、ひとつご理解願いたいと思っております。

ありがとうございます。

いろいろご意見いただきましたが、そのほか何かございますか。

委員

冒頭に説明ありましたように、これは合併特例法の第5条に則ってということを進めているわけですので、わが、この合併協議会の規約にも当然あるわけですので、そういうものを踏まえて、この合併のための新市の建設計画を立てておるわけです。これが、これによって合併の適否を住民が判断する材料にしたいというのは、既にわれわれが決定した事項に入っている。住民がそういう合併の判断をする材料にしたい。それが判断する材料にないから、今、清水さんが言ったような非常に心配する問題が出てきているわけです。これをまずしっかり、今後も今の問題についても協議していかなければならないと思っております。これは、この計画の中で納得のいくような方向を出していかなければ、この計画が計画としての価値がないのではないかと思います。

特に、この計画に盛り込むべき事業として、新市の基本方針を決めるということ。それから2つ目として、建設の根幹となるべき事業を決めるということ。それから3つ目として、公共施設の統合整備をするということ。最後に4つ目として、新市の財政計画を立てるということが、この計画の基本となるということ、われわれはもう決定しているんです。非常にこれは、この問題をまず一つひとつ解決していかなければ、この計画は立てられないのではないかと思います。

まず、第1の新市の建設基本方針という、このことは今の説明でも納得がいくと思うんです。しかし、あとの3点、これについては非常にわれわれも承認できないものがございまして。

まず、2つ目にあります建設の根幹となるべき事業というのを、これは盛るということにわれわれはもう早い時点で決議をしているんです。建設の根幹となるべき事業は盛っていないんです、この計画に。総花的で、今も言うように具体的に非常に乏しいものが載っているだけで、これだと納得がいかないという今言う話にもなってくる。この2番目のわれわれが決めてある建設の根幹となるべき事業って何だということ。建設の根幹となるというのは、この将来構想を実現するためには何をやるのかという、まずここだと思っております。この建設の根幹となる、いわゆる将来構想を実現するために何が必要かという、この事業を盛り込まなければだめなんです、建設計画とはいえないんです。

その場合、われわれがずっと主張してきましたように、まず、この地域の水を治めてもらいたい。水を治めるという事が建設の根幹なんです。これは構想を実現するためには、どうしてもこれを実現しなければ、水を治めなければ構想が実現できない。そのためにわれわれは前にも何度も提言をしており、水を治めてくださいと。そして、それはいわゆる樋門が横川、五明川、井路縁川とある

この樋門をまず解消しながら水路を改修していただいて、引き堤が供用開始になる平成17年までには、これを全部完成してほしいということをお願いしている。

そしてもう1つ、これはできるだけ逆流を防ぐためにも富士川へ流入する長沢川、五明川、横川の合流点を下げてほしい。これは富士橋のへんまで下げてもらえれば逆流はなくなるということをお県にお願いをしてほしいということ、この協議会に提言をしている。これがこの計画に載っていないんです。非常に残念なことですけども、この点についてわれわれは承服しかねるし、承認しかねる。われわれが議会として再三お願いをしているところなんです。構想を実現するためには、水を治めなければできません。

よろしく願いいたします。

議長（齋藤公夫君）

今、西海委員さんからお話ございましたが、この点につきましては新市建設計画策定委員会におきまして、甲西の議長さん、町長さんも、もちろん入っておりますから、甲西町の意見を十二分踏まえて、最終的に集約されておるものであります。また、特に五明川、横川等々の問題につきましては、県の1級河川としてこれは県が直接事業するものでありますので、町のほうからも県に対して要望されておるようであります。

したがって、それらの問題を当合併協議会として6町村長と議長さんたちがそろって、県に主要事業の要望ということで、合併で話し合われた問題を陳情に行こうということで話をしております。細かな問題につきましては、この合併建設計画には入っておりませんが、しかし、横川、五明川ということもあえて謳って、この建設計画を作らせていただいております。

基本構想を住民の皆さんにご理解をさせていただきました。それに沿って合併の判断もさせていただきました。したがって、構想は実はあくまで構想でありました。しかし、それを正式にその構想を実現していくために建設計画として決定させていただいて、住民の要望を実施していくということになってきております。

したがって、この建設計画にはそういうすべてものが入っておりまして、ただ具体的にどこをどうだということは入っておりませんが、それらはすべて事務局の資料として、しっかりそろえて整理してありまして、これらを合併後しっかり実施していくための計画を立てておるということでもありますので、ぜひ、そのへんをご理解願いたいと思います。

決して水の問題をおろそかにしているということでもないし、しっかりその問題を協議した結果、この建設計画策定小委員会で煮詰めさせていただいた過程があるということ、ご理解願いたいと思います。

どうぞ。

委員

そういうことではなくて、この建設の根幹となるべき事業を盛ってほしいと。それを樋門を解決するということではなければ、この構想は水がついたら何にもならないですよ。今、現実に甲西工業団地が大水で、この間も1日操業停止になっている。こういう状況をまず解消しなければ構想が実現できない。だから、これは建設の根幹となるべき事業として、ここに樋門の解消を17年までにということ載せてほしいという要望が住民から、多くの住民から出ている。これをわれわれがお願いしてきたんです。文書をもってお願いしてきている。これが総花的にあっちこちに載っているだけでは困るんですよ。構想を実現するためにはどうしてもこれが必要なんです。これを入れてもらわなければ、われわれとしては承服できないわけです。

議長（齋藤公夫君）

実は、36ページの河川、都市水路の整備ということの中に、やっぱり浸水、冠水の防止と市民生活の安全を確保するため横川、五明川など1級河川の改修及び富士川引き堤工事の促進を図るとともに樋門改修を促進しますということが、やっぱりこれは根幹に関わる問題ですから、しっかりそれが入っておるということをご理解願いたいと思います。

委員

これへ載せればよいというものではないんですよ。子供の作文じゃないんです。

これは、ここにもはっきりあるように、われわれが決意したように、山梨県知事と事前協議をしなければならぬ。事前協議をして、その裏付けをもって、この新市建設計画に載せるということになっているんですよ。これがなければ子供の作文と同じですよ、これは。載せる、載せるといっても、そんなものは希望ですからね、そうじゃないんです。県と十分協議して、知事と協議して、しかるべき部局と協議して、その裏付けをもって計画に載せるということは、われわれが決議したこの文書の中にあるんですよ。それをやってもらわなければ計画は立てられませんからね。

議長（齋藤公夫君）

実は、これらの問題につきましては、県と事前協議を済ませております。ですから、それらの心配はないと思います。事前協議は県ともう調整してあります。

したがって、それらを踏まえてここに載せてあるということでありますから、ご理解願いたいと思います。

委員

事前協議が済んでいるのであれば、そのことをしっかりわれわれが要望したように、五明川、横川、井路縁川の樋門それから水路、引き堤あるいは下流へ富士川への流入をもっていくということをお願ひしますということの文書が出ているわけなんです。これについてどういうご回答をいただいたんですか、それが載っていないですよこれは、計画に。

それを17年までにやれということはどういうことかということ、引き堤が供用になるのが17年、ではそれまでには各水路を完成しなければ何の効果もない、構想が実現できない。だからお願ひをしているんです。構想を実現するためには、どうしても17年までにやってほしい、これは事前協議でしているんですか。

議長（齋藤公夫君）

実はですね、この建設計画を策定するにつきまして、今おっしゃったような問題等々もあります。それ以外にもいろいろの問題点があります。それらを県とやっぱり調整しなければならないということがあります。そのために、この建設計画等々につきましても、既に県と協議を済ませ、平成14年4月4日付、合併協第91号で事前協議のありましたことについては異議がありませんのでご回答いたしますということで、県は正式に事前協議を済ませてあるから大丈夫ですよということの回答を公文書でいただいております。

そのことをご報告しておきます。

委員

公文書で出ているということは、その五明川、横川だけですか、ここの文書にあるのはその2つしかないんですが。五明川、横川、井路縁川もあるし、そういう樋門を改修しなければ構想が実現できないということであれば、その井路縁川についてもそうだし17年ということについても協議をお願ひしたいと思うんですがね。

議長（齋藤公夫君）

ここに横川、五明川等ということであります。井路縁川とかいろいろ細かなことを記載するとい

うこととなりますと、これは甲西町だけでなく全町村にすべてその細かな問題が実はたくさんあるわけなんです。ですから、それをすべて記載するということになると、とてもこの建設計画これだけでは作り上げることができません。他の先進例の建設計画を見せていただきましても、やはり基本的な根幹に成す方針だけをしっかり出してありまして、あとのことはやはり、例えば新市に合併した場合、新市になってからも新市の長期計画もまた作らなければならないわけなんです。そういうものを作る段階で、さらにその地域の問題点等の中に入れていただいて、行政執行していくことでありますので、その井路縁川の問題も横川の問題も五明川の問題も、一応そういうものも県に話をして、県もそういうことで地域の要望はできるだけ理解をしておるということで協議が済ませたということでもありますので、ぜひ、ひとつご理解を願いたいと思います。

どうぞ。

委員

細かな問題ではないんですよ、これは、何度も言うように。

この新市の建設計画の根幹となるべき事業なんですよ、これには間違いなんです。だから細かな問題と一緒にされては困るんですよ。この井路縁川ということも入れてもらって、17年ということも入れてもらって、完成しますということをおと協議してくださいよ。

議長（齋藤公夫君）

重要な問題ですから横川、五明川等ということをお、はっきりこの建設計画にあえて記載してあるわけなんです。重要な問題だということでもありますから、それをここにあえて記載いたしました。

これらに対しまして、建設小委員会で議長さん、町長さんも一応了解をさせていただいております。この建設計画以外に細かな実施計画等々は別に定めて、それらも含めて県と協議してあるわけなんです。ですから、ここに記載していないからうんぬんということではなくて、別紙でしっかりそういうものを添付して協議してありますので、ぜひ、ひとつそのへんはご理解を願いたいと思います。

委員

首長さんと議長には話してあるということだけじゃないんですよ、われわれは住民からそういう要望がきている、それを今お願いをしているんですよ。ですから、ここに建設計画に盛り込むべき事項ということで4つあるんですけども、3つはこの計画案に入っているんですよ。ところが建設の根幹となるべき事業ということはないんですよ。だからお願いをしているんですよ。何度もそんなことを言って、ここであれしてもおかしいんですけども、建設の根幹となるからお願いをして、県との協議の裏付けがほしい。裏付けをもって17年までにこれはやりますという、そういう県との協議の結果をほしいということなんです。それがなければ何もできないですよ、この新市の将来構想の実現はできないんですよ。モノレールが水のつくところを通るわけにはいかないし、自動車も水がついているところを通るわけにはいかないんです。

工業団地はみんな必死でやっているんです、今、工業団地の皆さんは、もうこんなところにいられないという工業団地の会社もあるし、地域のその周辺の住民は、この間の大雨であの大きなマンホールが吹っ飛ばんですよ。ものすごい勢いの水量が来るんです。新市の構想は、これを完成するために、いいまちをつくるために、われわれは住民からお願いされているんです。これを入れてくださいよ、確実に。話し合いました、分かっていますよでは、とてもではないですから文書にしてくださいよ。そして県との協議をしたという裏付けを、どの部局とどういう協議をしたのか発表してほしいと思うんです。

議長（齋藤公夫君）

ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 2時12分

議長（齋藤公夫君）

それでは、再開させていただきます。

大変時間を費やさせていただきました、申し訳ございません。

新市の建設計画に当たりましての甲西町が抱えておる水の問題、あるいはまた、いろいろな行政の課題等々の問題がございました。これらは実は、県と事前協議もしておるわけでありますが、とりあえず建設計画と別に新市建設計画に盛り込む山梨県事業としての課題の整理したものがここにございます。それを委員の皆さんに配布させていただきますので、とりあえずお目通ししていただきたいと思っております。

では皆さんに配布してください。

（資料の配布）

今、配布していただきました。

これらの問題を、この建設計画には記載されてはおりませんが、すべて県との協議を済ませておるといふことでありますので、これらもご参考にしていただきたいというふうに思うものであります。

また、水の問題で心配しております問題等々で、実は36ページに横川、五明川ということもあるわけですが、これに井路縁川をどうしても付け加えてほしいということも出されております。さらには、ここの河川の都市水路の整備ということで、浸水、冠水の横川や五明川の欄が2番目に書いてあります。これをやっぱり重要なものだから上と下の入れ替えをしてほしいという意見もありました。それらを踏まえて、甲西町といたしましても再度検討する必要があるというふうなご意見もありました。

しかし、本協議会といたしますれば、新市建設計画策定小委員会で積み重ねてきた問題として、すべて整理してここに出された問題であります。甲西町のそういうご意見もありますので、この点をひとつ皆さんでご判断していただきたいと思っておりますが、どなたかご意見がありましたらどうぞ。

委員

先ほど来、甲西町の西海さんから、いろいろご意見がなされておるわけでございますが、ただいま配布されました新市建設計画に盛り込む山梨県事業の中にも、河川改修あるいは道路の整備、いろいろな事業が数多く盛り込まれておるわけでございます。

甲西町、また、甲西町議会の議員さん方の言うべきことも分かるわけでございますが、今ここでおそらく結論を出すわけにはいかないと思っておりますので、ぜひ、この資料を町へ持ち帰っていただいて、そして多くの皆様方とご審議していただいた中で、次の協議会等において前向きな、また、有益な結論ができればいいのではないのかなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

議長（齋藤公夫君）

ありがとうございました。

ほかにどなたかご意見ありますか。

今まで、ご協議をしていただき、それぞれの町村の皆さんが町の将来を考え、そして合併してより良い新市をつくっていくということの信念で積み重ねてきたものでありますので、ここにきてどうしても今と、こういうことだけでなく、再度時間を積み重ねて、各町村ごとしっかりした意

見調整をしていただきまして、本日のこの協議は次回に持ち越すということでご判断していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、ご意見もございませんので、一応この建設計画につきましては次回に持ち越して、それぞれ責任をもった判断の中で次回で決定していただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、協議第3号 新市建設計画につきましては、議事を打ち切らせていただきます。

議長(齋藤公夫君)

協議第4号 合併協定書について

これは事務局より説明をお願いいたします。

事務局(清水栄男君)

お手元の資料の8ページをご覧いただきたいと思います。

協議第4号 合併協定書について

合併協定書は別添のとおりとするということで、お手元に配布してございます合併協定書(案)をご覧いただきたいと思います。

この合併協議につきましては、本協議会におきまして鋭意進められてきたところでございます。

ここに載っております個別的な内容につきましては、今まで協議された中で承認されております事項でございますので省かせていただきますが、これからご説明申し上げる事項につきましては、新たな項目として加えるということで、全体の協議会でお諮りをいたします。

1ページをご覧いただきたいと思います。

項目の1番をご覧いただきたいと思います。

合併方式でございますけれども、今まで新設合併いわゆる対等合併という考えのもとに協議が進められてまいりましたので、それを踏まえましてここにもございますように中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2番目の合併の期日でございます。

この期日につきましては、本年の第12回の合併協議会におきまして、合併の是非を決定する際に6町村が平成15年4月1日に合併をするということでこの協議会で承認をされておりますので、それを具体化したものでございます。

合併の期日といたしまして、合併の期日は、平成15年4月1日とする。

3番目といたしまして新市の名称でございます。

先ほど協議会で決定をしていただきましたとおり、新市の名称は南アルプス市とする。

ちょっと飛んでいただきまして、3ページをご覧いただきたいと思います。

項目の10番でございます。

一般職員の身分の取り扱いでございますが、6町村が合併いたしますと、現在の町村の一般職員は、その身分を失うこととなります。けれども、合併特例法の第9条第1項の規定によりまして、合併後も引き続き新市の職員として引き継ぐものとしたしまして、公平に処理をしなければならないという規定がございますので、このような特例の適用についての項目でございます。

それから、飛んでいただきまして12ページでございますけれども、協議項目の66番でございます。

先ほど来、皆様にご協議をいただいております新市建設計画についての項目でございます。

以上、この協定書案が承認されますと、この様式によりまして町村長の調印署名をしていただきます。会長のあいさつにもございましたように山梨県知事さん、それから6町村の議会議長さん等の立ち会いの元に調印をするということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤公夫君）

説明が終わりました。

これより皆さんから、ご意見がありましたら承りたいと思います。

ご意見はございませんか。

委員

新市建設計画を別添のとおり定めるといふ、ここがまだできていないわけですから、これができた段階でこれも承認するということになるのではないかと思います。ここで承認してしまって、計画はないけれども承認したということはおかしいと思います。

これも一緒に、これから計画ができたところで承認するというのが本当の筋だと思いますけれども。

議長（齋藤公夫君）

これは、もちろん建設計画を次回に送って協議していただくことに、先ほど決定していただきました。したがって、その決定になったものが別添ということになるわけでありまして。ここで協議していただくものは、この合併協議会の合併協定書の案、様式、この様式でいかどうかということをご決定していただくわけでありまして。

この様式で、これでよければ、新市の建設計画が新たに協議していただいて決定すれば、それを別添としてももちろんやるものであります。それが決定しなければ、この調印をするわけにいかないものでありますので、そういうことでご理解を願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員

それでは、様式だけを承認しろということですか。これを承認すると、これはもうこのまま各首長さんの調印ということになると思うのですが、これは新市の建設計画ができたところで調印式になるということなんでしょうか。

議長（齋藤公夫君）

もちろん、この建設計画が決まらなければ、当然、協定はできるものではないので、では、それ以外のものはどうですか。

委員

三郡衛生組合の共同処理内容は現行のまま新市に移行するというのが4ページにあるんですけどもね、このへんについては三郡衛生組合が、当然、新しい市の中の3町村が入ってくるといふことであれば、そのへんについても総務小委員会で話し合いが行われたとおり、この合併以前に住民との十分な合意形成をして、納得のいく方向で合併をするようにという、合併する前に必ずこれは、三郡衛生組合の問題は決定するというようになっておりますので、その点は三郡衛生組合のほうでも十分にわきまえていただいといますか、合併する前に三郡衛生組合として住民に説明をいただき、説明責任を果たしていただいと合意を形成していただいとしたいというふうにするのですが、いかがでしょうか。

議長（齋藤公夫君）

では、ちょっと甲西の町長さんから。

委員

先ほどの話の中にもありましたが、現在、関係6カ町村の動向を見極めながら、そして関係の会議を積極的に開いて、それを基といたしまして説明すべき地域につきましては的確に説明をして理解をしていただいた上で、その方向付けをしていきたいと思っておりますので、できるだけ早い機会に事を進めてまいりたいと思っておりますから、その節には、ぜひ、ご協力とご配慮のほどをお願いいたします。

委員

ありがとうございました。分かりました。

議長（齋藤公夫君）

先ほどちょっと申し上げましたが、この協定書は新市の建設計画が承認されなければ結ぶことができないものであります。

したがって、ここで決めたから今までの協定書が生きるということではありませんので、一応この内容と様式を、こういう方向で協定書を結ぶということを、まず皆さんにご理解願いたいわけですが、その点、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、協定書はこの形式で、最終的に建設計画が承認された時点で結んでいくというように決定させていただきます。

ほかにございませんか。

（なし）

それではご意見もないようでありますので、そのようにご決定をさせていただきます。

ありがとうございました。

議事の中でのその他を議題といたします。

何か皆さんからご意見がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

（なし）

それでは、その他のご意見もありませんので、本日、ご提案いたしました案件の協議は、一応これもちまして終わらせていただきます。

長時間にわたりましてご協力、誠にありがとうございました。

議長の座を解かせていただきます。

事務局（大芝政則君）

引き続き、大きい4番のその他ですけれども、何か委員さんのほうでありましたらお願いいたします。

では、事務局より1点、申し上げたいと思います。

事務局（上野健君）

それでは、事務局から1点ご連絡申し上げます。

先ほどの話のとおり、次回の第15回の合併協議会を来る10月9日、水曜日でございますけれども午後2時から、同じく当文化会館で行います。

全体の協議会は今申し上げたように10月9日をお願いいたします。

それから、建設計画の関係の小委員会は、前もって10月1日に再度行う予定でございます。そちらで調整の上、10月9日に第15回目の合併協議会を開催いたしますので、ご予定のほうをお

願いたします。

内容につきましては、今申し上げたように新市建設計画と合併協定書の確認調整でございます。
以上でございます。

事務局（大芝政則君）

質問もありませんので、以上をもちまして第14回 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、
甲西町合併協議会を閉会といたします。

長時間、どうぞご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時33分